

氏名の振り仮名変更に関するコールセンター設置と 年金受給中の方に向けた注意点について【情報提供】

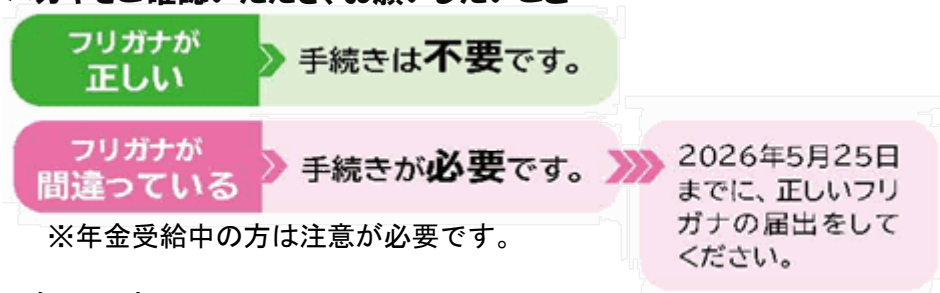
1 概要

改正戸籍法の施行（令和 7 年 5 月 26 日施行）により、皆様の本籍地からお名前の振り仮名を確認するハガキが、お住まいの住所宛に届きます（**横浜市に本籍がある方は 7 月に発送予定**）。このハガキが届きましたら、内容をご確認ください。

この件に関する**コールセンターが設置されました**ので、お知らせします。

また、**年金受給中の方が振り仮名を変更する場合の注意点**をお知らせします。

●ハガキをご確認いただき、お願いしたいこと



2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 コールセンターについて

○横浜市の振り仮名コールセンター（主に横浜市が発送するハガキのお問い合わせ）

電話：0570-045-267

時間：午前9時から午後5時まで

期間：令和7年5月26日～

※土日祝、年末年始（令和7年12月29日～令和8年1月3日）は除く

○国のコールセンター（制度に関するお問い合わせ）

電話：0570-05-0310

時間：午前8時30分から午後5時15分まで

期間：令和7年5月26日～

※土日祝、年末年始（令和7年12月30日～令和8年1月3日）は除く

4 年金受給中の方にご注意いただきたいこと

振り仮名の変更を行うと住民票と**年金記録は変更されますが、金融機関の口座情報は、変更されません**。年金の**振込先と口座の情報が相違すると振込ができなくなります**。

そこで、**振り仮名の変更を行った方には、口座名の変更が必要な旨、日本年金機構からお知らせが届きます**。この振り仮名と口座名義の変更のタイミング等について、詳細をご確認いただく場合は、日本年金機構 港北年金事務所（電話番号 045-546-8888）にご相談ください。

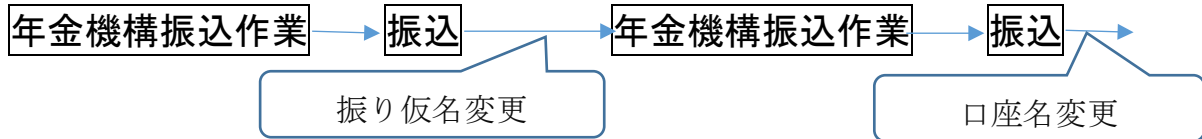
【次ページあり】

【振り仮名変更タイミングイメージ】

- 年金の振り込みに影響のない流れ



- 年金の振り込みができなくなる例



【振り仮名確認用ハガキ】

000-0000
神奈川県横浜市 区 丁目 番地

横ば 太郎 様

99999999 999999 99999999
99999999

重要 親展

戸籍に記載されるフリガナについてのお知らせ

宛名をご確認の上、開封してください

あなたの戸籍に関する重要なお知らせです。
必ずご確認ください。

宛名におお当たりのない方は、開封せずに
「誤配」と記載しポストへ投函してください。

「届出人」1231-002 横浜市中央区山下町253番地 横浜市区振仮名センター

※宛先にない場合は、必ず開封せずにポストへ投函してください。
※開封せずにポストへ投函する場合は、必ず「誤配」と記載してください。

9000000000000000

戸籍に記載されるフリガナの通知書

横浜市 区 区長

本通知書は、戸籍へ記載される予定のフリガナを事前にご確認いただくための通知書です。ご自身のフリガナが正しく記載されているかご確認ください。

正しく記載されている場合

届出は不要です。この場合、令和8年5月26日以降、戸籍に順次記載される予定です。

誤りがある場合

表裏に記載の「マイナポータルからの届出」を参照の上、届出をお願いします。

本籍 横浜市 区 丁目 番地

【氏振仮名】

氏	横浜
振仮名	ヨコハマ
氏振仮名の届出が可能の方	横浜 太郎 様

【名の振り仮名】 住所が変更確定ではない方も、振仮名をポータルで登録されます。

① 名	太郎
振仮名	タロウ
② 名	花子
振仮名	ハナコ
③ 名	達也
振仮名	タツヤ
④ 名	和也
振仮名	カズヤ

名の振り仮名の届出が可能の方 ①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、養育者からの届出も可能です。)

一部の文字について、システムの都合により、漢字・平仮名・カタカナで入力する必要があります。

右のマークは音声コードです。
Hのイイ市ナがに本通知書についてご案内します。
※読み取りには専用アプリが必要ですが、(Uni-Voiceアプリ/Uni-Voice Blindアプリ)

タミー

制度・法改正に関するお問い合わせは、
法務省ホームページまたはコールセンターへ
お問い合わせください。

法務省 振仮名コールセンター
0570-05-0310
受付時間 8:30～17:15(平日)

戸籍のフリガナ 法務省

本通知書に関するお問い合わせは
横浜市振仮名コールセンター
0570-045-267
受付時間 9:00～17:00(平日)

※宛先にない場合は、必ず開封せずにポストへ投函してください。
※開封せずにポストへ投函する場合は、必ず「誤配」と記載してください。

マイナポータルからの届出

マイナポータルカードをお持ちの方は、自宅からスマホ・パソコンで届出ができます。窓口でお待ちいただく時間はありません。

操作方法など詳細は、法務省ホームページにてご確認ください。

戸籍のフリガナ 法務省 オンライン届出

よくあるお問い合わせ

Q1 マイナポータルを持っていない場合は、どのように届出すればよいですか。

A マイナポータルからの届出ができない場合は、市区町村の窓口や郵送でも可能です。窓口での届出は本籍地やお住まいの市区町村になります。郵送での届出は、お手数ですが横浜市ホームページからダウンロードした届書をA4サイズで印刷し、必要事項を記入の上、本籍を所管している区役所戸籍課までお送りください。

戸籍のフリガナ 横浜市

Q2 届出をしなくても問題ないですか。

A 通知されたフリガナがそのまま戸籍に記載されますので、誤りがある場合は必ず届出をお願いします。正しい場合は、届出をしなくても通知されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

Q3 現在住んでいない区役所からハガキが来たのはなぜですか。

A この通知書は、本籍地の市区町村が発送することと定められているため、住所以外の区役所から発送する場合がございます。なお、住所やフリガナ情報は住民票のデータを使用しておりますが、基準日前後にお引渡しや戸籍の届出をされた方について、情報が反映されていない場合がございます。

Q4 配偶者が筆頭者や子どもの届出をすることはできますか。

A 氏振仮名については、原則筆頭者からのみの届出になります。名のフリガナについては、原則本人からの届出になります。ただし、15歳未満のお子様については、原則ご両親のどちらかからの届出になります。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

※この通知書は、届出時に本通知書に添付する「マイナポータル」253番地の情報に基づき、住所やフリガナを4桁まで入力されています。住所やフリガナが5桁以上ある場合は、住所の末尾を「0000」と入力します。

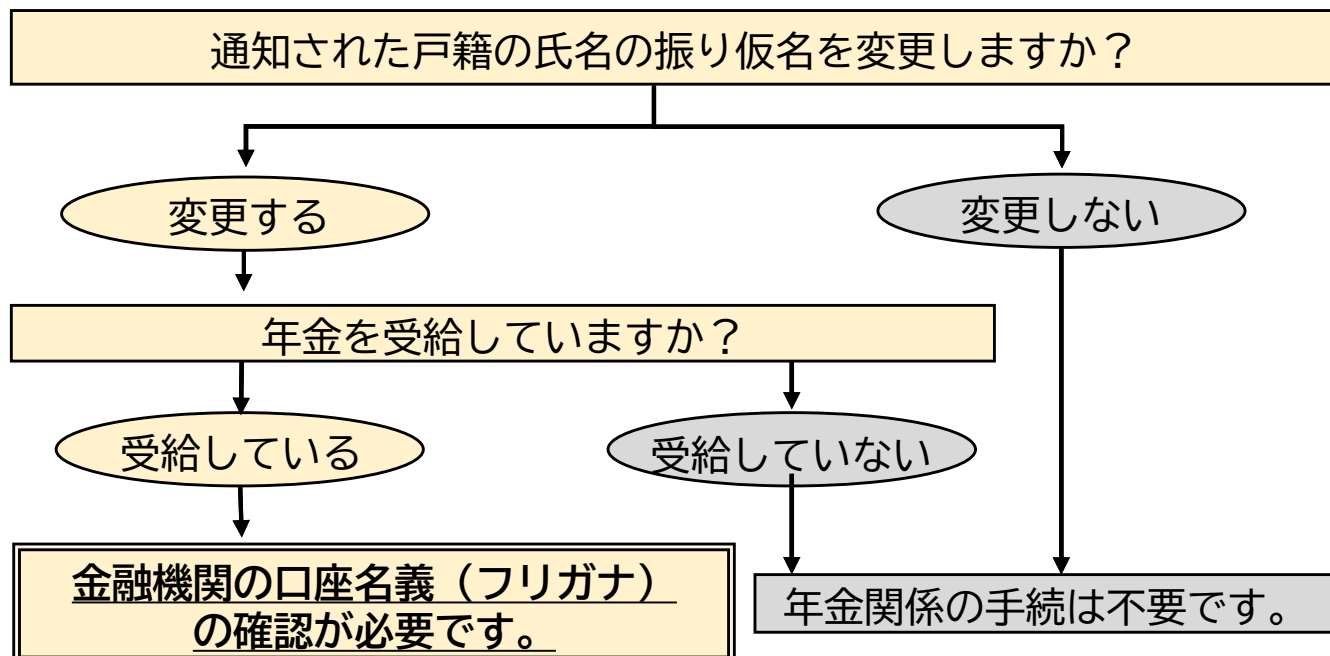
発送時期の詳細については、今後横浜市ホームページでお知らせします。

港北区戸籍課
担当 平田、市山
電話 045-540-2250 /FAX 045-540-2260
メール ko-koseki@city.yokohama.lg.jp

年金受給者のみなさまへ

- 戸籍の振り仮名を変更する場合、年金の受取金融機関の口座名義の変更が必要となる場合があります。以下の内容をご確認ください。

1. ご確認ください



（「2. 大切なお願いです」をお読みください）

2. 大切なお願いです

- 年金を受け取られている金融機関の口座名義（フリガナ）が、変更後の氏名の振り仮名※1と相違していると、年金の支払いが一時的に止まる場合があります。
- 受取金融機関の口座名義の変更が必要な方に対しては、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」（口座名義変更のご案内）をお送りします。
- 「氏名変更のお知らせ」が届いた場合は、金融機関の窓口等で口座名義（フリガナ）の変更手続が必要です※2。

※2「氏名変更のお知らせ」が届く前に口座名義（フリガナ）を変更すると、年金の支払いが一時的に止まる場合がありますのでご注意ください。

ご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)の「全国の相談・手続窓口」でご確認いただけます。

なお、共済組合から年金を受け取っている方は、該当の共済組合等にお問い合わせください。